

# 多度津町地域防災計画

(津波対策編)

令和 5 年 3 月  
多度津町防災会議



# 目 次

津波対策編	1
第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 用語	1
第4節 国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等	1
第5節 他の計画との関係	1
第6節 町計画の修正	2
第7節 町計画の周知徹底	2
第8節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第9節 被害想定	10
第10節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針等	10
第11節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	10
第2章 災害予防計画	13
第1節 都市防災対策計画	15
第2節 火災予防計画	15
第3節 危険物等災害予防計画	15
第4節 公共施設等災害予防計画	15
第5節 ライフライン等災害予防計画	15
第6節 防災施設等整備計画	15
第7節 防災業務体制整備計画	15
第8節 保健医療福祉救護体制整備計画	15
第9節 緊急輸送体制整備計画	16
第10節 避難体制整備計画	16
第11節 食料、飲料水及び生活物資確保計画	16
第12節 文教対策計画	16
第13節 ボランティア活動環境整備計画	16
第14節 要配慮者対策計画	16
第15節 防災訓練実施計画	16
第16節 防災知識等普及計画	16
第17節 自主防災組織等育成計画	17
第18節 被災動物の救護体制整備計画	17
第19節 帰宅困難者対策計画	17
第20節 業務継続計画（BCP）策定計画	17
第3章 災害応急対策計画	19
第1節 活動体制計画	21
第2節 広域的応援・受援計画	28
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	28
第4節 津波情報等伝達計画	29
第5節 災害情報収集伝達計画	36
第6節 通信運用計画	36
第7節 広報活動計画	36
第8節 災害救助法適用計画	36
第9節 救急救助計画	36

第10節	医療救護計画	36
第11節	消防活動計画	36
第12節	緊急輸送計画	36
第13節	交通確保計画	37
第14節	避難計画	37
第15節	食料供給計画	37
第16節	給水計画	37
第17節	生活必需品等供給計画	37
第18節	防疫及び保健衛生計画	37
第19節	廃棄物処理計画	37
第20節	遺体の捜索、処理及び埋火葬計画	37
第21節	住宅応急確保計画	38
第22節	社会秩序維持計画	38
第23節	文教応急対策計画	38
第24節	公共施設等応急復旧計画	38
第25節	ライフライン等応急復旧計画	38
第26節	農林水産関係応急対策計画	38
第27節	二次災害防止対策計画	38
第28節	危険物等災害対策計画	38
第29節	ボランティア受入計画	39
第30節	要配慮者応急対策計画	39
第31節	被災動物の救護活動計画	39
第32節	水防活動計画	39
<b>第4章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>41</b>
第1節	復旧復興基本計画	43
第2節	公共施設等災害復旧計画	43
第3節	被災者等生活再建支援計画	43
第4節	義援金等受入配分計画	43
<b>第5章</b>	<b>南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	<b>45</b>
第1節	総則	47
第2節	南海トラフ地震に関する情報の種類	47
第3節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動	47
第4節	南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ	47
第5節	地域防災力の向上に関する計画	47
第6節	関係者との連携協力の確保	47
第7節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	47
第8節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	48
第9節	防災訓練計画	48
第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	48
第11節	支援・受援体制の整備	48
第12節	広域避難対策	48

# 津波対策編



# 第1章 総則





## 第1節 目的

多度津町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための町域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

## 第2節 計画の構成

多度津町地域防災計画は、この計画「津波対策編」のほか「一般対策編」及び「地震対策編」「資料編」で構成する。

## 第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- 県本部とは、香川県災害対策本部をいう。
- 町本部とは、多度津町災害対策本部をいう。
- 県計画とは、香川県地域防災計画をいう。
- 町計画とは、多度津町地域防災計画をいう。
- 県本部長とは、香川県災害対策本部長をいう。
- 町本部長とは、多度津町災害対策本部長をいう。

## 第4節 国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）第13条の規定に基づき、多度津町国土強靱化地域計画を多度津町総合計画と整合・調和を図りつつ令和2年5月に策定しており、本町の様々な分野別計画の国土強靱化施策を推進するうえで指針となるため、国土強靱化に関する部分は同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- (1) 町民の生命を守る
- (2) 町と地域社会の重要な機能を維持する
- (3) 町民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興を行う

## 第5節 他の計画との関係

この計画は、県計画を基準として、共通する計画については、県計画を準用し、その範囲内において作成する。また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画等との整合を図る。

## 第6節 町計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため検討を加え、必要があると認めるときは、多度津町防災会議に諮り、修正する。

また、町は地域防災計画を香川県防災対策基本条例（平成18年香川県条例第57号）に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の修正の検討にあたっては、当該課題に配慮する。

## 第7節 町計画の周知徹底

この計画は、町の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、町民にも広く周知を図る。

## 第8節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関及び町民の責務

#### (1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

#### (2) 県

県は、町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

#### (3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、町民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、町民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して供給できるように努める。

#### (4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

#### (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動

に協力する。

(7) 町民

町民は、災害時には自らの命を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び町民等の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 特別警報等の町民への周知
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設
- 避難行動要支援者の避難支援活動
- 災害、水防その他の応急措置
- 被災者の救助、医療救護その他保護措置
- 被災した児童生徒等の応急教育
- 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(2) 多度津町消防本部

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の検索・救助及び搬送

(3) 多度津町消防団

- 消防訓練及び消防資機材等の点検
- 災害、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の検索・救助

(4) 県

ア 香川県

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整

- 特別警報等の市町への周知
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童生徒等の応急教育
- 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置
- イ 香川県中讃土木事務所
  - 県所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策
  - 水防活動及び水防予警報の伝達
- ウ 香川県中讃保健福祉事務所
  - 災害時における保健衛生活動、保健衛生の指導及び防疫活動
- (5) 香川県警察（丸亀警察署）
  - 災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握
  - 被災者の救出救助及び避難誘導
  - 連絡員（リエゾン）の被災地方公共団体への派遣
  - 交通規制及び管制
  - 広域応援等の要請及び受入
  - 遺体の検視（見分）等の措置
  - 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持
- (6) 香川県広域水道企業団
  - 災害時における水道の被害情報の収集並びに県及び市町への報告連絡
  - 災害時における水道水の供給確保
  - 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施
- (7) 指定地方行政機関
  - ア 中国四国管区警察局四国警察支局
    - 支局内各県警察の災害活動及び相互援助の指導、調整
    - 警察庁及び他管区警察局との連携
    - 支局内防災関係機関との連携
    - 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
    - 警察通信の確保及び統制
    - 広域緊急援助隊の運用
    - 支局内各県警察への津波警報等の伝達
  - イ 四国地方整備局（香川河川国道事務所、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・災害対策現地情報連絡員（リエゾン））
    - 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項
    - 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理
    - 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
    - 海上の流出油等に対する防除措置
    - 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
    - 空港の災害復旧
    - 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
  - ウ 四国総合通信局
    - 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための

調整及び電波の統制監理

- 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理
- 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
- 災害時における通信機器、移動電源車の貸出
- 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議

エ 四国財務局

- 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業の査定立会
- 地方公共団体に対する災害融資
- 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- 災害時における金融機関の業務運用の確保及び金融上の措置

オ 四国厚生支局

- （独）国立病院機構等関係機関との連絡調整

カ 四国経済産業局

- 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
- 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保
- 危険物等の保安の確保
- 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

キ 四国運輸局

- 輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- 陸上及び海上における緊急輸送の確保
- 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

ク 大阪航空局（高松空港事務所）

- 空港施設の整備及び点検（管制部門）
- 災害時の飛行規制等とその周知
- 緊急輸送の拠点としての機能確保（管制部門）
- 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等
- ※：上記の1つめ、3つめの業務について管制部門以外は、高松空港（株）に運営委託している。

ケ 国土地理院四国地方測量部

- 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
- 地理情報システム活用の支援・協力
- 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
- 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
- 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

コ 大阪管区气象台（高松地方气象台）

- 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

サ 第六管区海上保安本部（高松海上保安部）

- 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等
- 災害時における人員及び物資の緊急輸送

- 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持
- 航路標識等の整備
- シ 中国四国地方環境事務所
  - 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
  - 家庭動物の保護等に係る支援
- ス 香川労働局
  - 労働災害防止についての監督指導等
  - 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速適正な労災補償の実施
  - 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導
  - 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保
  - 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導
- セ 中国四国農政局（香川県拠点）
  - 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護
  - 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
  - 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
  - 農作物、農地、農業用施設等の被害状況のとりまとめ
  - 被災地への営農資材の供給の指導
  - 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握
  - 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導
  - 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付
  - 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
  - 災害時における応急食料（米穀、乾パン）の緊急引渡し
- ソ 四国森林管理局（香川森林管理事務所）
  - 災害応急対策用木材（国有林）の供給
  - 民有林における災害時の応急対策等
- タ 中国四国防衛局
  - 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
  - 災害時における米軍部隊との連絡調整
- チ 中国四国産業保安監督部四国支部
  - 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保
  - 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
- (8) 自衛隊
  - 災害派遣の実施
    - （被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等）
- (9) 指定公共機関
  - ア 日本銀行（高松支店）
    - 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
    - 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
    - 金融機関の業務運営の確保に係る措置
    - 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
    - 各種措置に関する広報

- イ 日本赤十字社（香川県支部）
    - 医療救護
    - こころのケア
    - 救援物資の備蓄及び配分
    - 血液製剤の供給
    - 義援金の受付及び配分
    - その他応急対応に必要な業務
  - ウ 四国旅客鉄道（株）
    - 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
    - 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
    - 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
  - エ NTT西日本（株）（香川支店）、KDDI（株）（四国支店）、（株）NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）
    - 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
    - 災害時における非常緊急通話の確保
  - オ 四国電力送配電（株）（丸亀事業所）
    - 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
    - 災害時における電力の供給確保
  - カ 日本郵便（株）四国支社（高松中央郵便局）（多度津町内郵便局）
    - 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
    - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除
    - 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
  - キ 日本放送協会（高松放送局）
    - 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施
    - 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
    - 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
  - ク 日本通運（株）（四国支店）、四国福山通運（株）（高松支店）、佐川急便（株）（四国支店）、ヤマト運輸（株）（香川主管支店）、四国西濃運輸（株）（高松支店）
    - 災害時における陸上輸送の確保
  - ケ （独）水資源機構吉野川本部
    - 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
  - コ （独）国立病院機構中国四国グループ
    - 災害時における（独）国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
    - 広域災害における（独）国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援
    - 災害時における（独）国立病院機構の被災情報の収集、通報
    - （独）国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
  - サ 西日本高速道路（株）四国支社
    - 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
  - シ 本州四国連絡高速道路（株）坂出管理センター
    - 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
  - ス イオン（株）、（株）セブン-イレブン・ジャパン、（株）ローソン、（株）ファミリーマート、（株）セブン&アイ・ホールディングス
    - 災害時における物資の調達・供給確保
- (10) 指定地方公共機関
- ア 土地改良区

- 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
- イ 四国ガス（株）
  - ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
  - 災害時におけるガス供給の確保
- ウ （株）四国新聞社、（株）瀬戸内海放送、西日本放送（株）、R S K山陽放送（株）、岡山放送（株）、テレビせとうち（株）、（株）エフエム香川
  - 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施
  - 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
- エ （一社）香川県L Pガス協会
  - L Pガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
  - 災害時におけるL Pガス供給の確保
- オ 高松琴平電気鉄道（株）
  - 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
  - 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
  - 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
- カ （一社）香川県バス協会、（一社）香川県トラック協会
  - 災害時における陸上輸送の確保
- キ 香川県離島航路事業協同組合、ジャンボフェリー（株）
  - 災害時における海上輸送の確保
- ク （一社）香川県医師会
  - 災害時における収容患者の医療の確保
  - 災害時における負傷者等の医療救護
- ケ （公社）香川県看護協会
  - 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動
  - 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動
  - 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
- (11) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
  - ア 香川県農業協同組合（多度津支店）
    - 関係機関が行う被害調査の協力
    - 被災施設等の災害応急対策
    - 被災組合員に対する融資等の斡旋
  - イ 多度津町、白方、多度津町高見漁業協同組合
    - 関係機関が行う被害調査の協力
    - 被災施設等の災害応急対策
    - 被災組合員に対する融資等の斡旋
  - ウ 多度津商工会議所
    - 関係機関が行う被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力
    - 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
  - エ 多度津地区医師会及び医療機関
    - 災害時における収容患者の医療の確保
    - 災害時における負傷者等の医療救護
  - オ 社会福祉施設、学校等の管理者
    - 災害時における入所者、生徒等の安全の確保
    - 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
  - カ 町社協
    - 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
    - ボランティアセンターの設置、運営



キ 金融機関

○被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

ク 燃料取扱機関

○燃料取扱施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○災害時における燃料供給の確保

ケ 火薬類取扱機関

○災害時における火薬類の保安措置

コ たどつ汽船（株）

○災害時における海上輸送の確保

(12) 町民

○自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。

○防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努める。

○生活地域における地形、地質、過去の災害記録などの情報を収集するよう努める。

○指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。

○建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。

○家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。

○ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

○被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。

○災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。

○高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

○自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

○災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。

○避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(13) 自主防災組織

○あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。

○指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。

○災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。

○避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。

○災害時等に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。

○地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。

○地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。

○町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等について

- あらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

#### (14) 事業者

- 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員がとるべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

## 第9節 被害想定

津波に関する被害想定については、県が平成24年度～平成25年度にかけて実施している、香川県地震・津波被害想定調査（平成24年度～平成25年度）から、多度津町の調査結果を示す。

なお、津波に関する被害想定については、地震対策との関連が大きいため、地震対策編にて総合的に記載しており、「地震対策編 第1章 第9節 被害想定」を参照する。

## 第10節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針等

「地震対策編 第1章 第11節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針等」を参照する。

## 第11節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防ぎよ」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進する。

### 1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとかしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防ぎよ」の発想により、国、県及び町の連携・協力のもと、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

### 2 基礎調査の実施

町は、津波対策の基礎となる津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や県と連携・協力して計画的に実施する。

### 3 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

県が実施する津波浸水想定等を踏まえて、町は、津波防災地域づくりを総合的に推進

するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についてのビジョンを示すことに努める。

#### 4 津波からの防護のための施設の整備方針等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努める。  
また、陸閘の常時閉鎖に努め、町はそのための啓発等を行う。  
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 河川、海岸、港湾、漁港及び下水道等の管理者は、地震の発生に備えて、それぞれが管理する内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (4) 町は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努める。
- (5) 町は、町民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線の整備等に努める。

#### 5 海岸保全施設の整備等

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

#### 6 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、役場庁舎等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期する。



## 第2章 災害予防計画



### **第1節 都市防災対策計画**

「地震対策編 第2章 第1節 都市防災対策計画」を参照する。

### **第2節 火災予防計画**

「地震対策編 第2章 第4節 火災予防計画」を参照する。

### **第3節 危険物等災害予防計画**

「地震対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画」を参照する。

### **第4節 公共施設等災害予防計画**

「地震対策編 第2章 第6節 公共施設等災害予防計画」を参照する。

### **第5節 ライフライン等災害予防計画**

「地震対策編 第2章 第7節 ライフライン等災害予防計画」を参照する。

### **第6節 防災施設等整備計画**

「地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画」を参照する。

### **第7節 防災業務体制整備計画**

「地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画」を参照する。

### **第8節 保健医療福祉救護体制整備計画**

「地震対策編 第2章 第10節 保健医療福祉救護体制整備計画」を参照する。

## **第9節 緊急輸送体制整備計画**

「地震対策編 第2章 第11節 緊急輸送体制整備計画」を参照する。

## **第10節 避難体制整備計画**

「地震対策編 第2章 第12節 避難体制整備計画」を参照する。

## **第11節 食料、飲料水及び生活物資確保計画**

「地震対策編 第2章 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画」を参照する。

## **第12節 文教対策計画**

「地震対策編 第2章 第14節 文教対策計画」を参照する。

## **第13節 ボランティア活動環境整備計画**

「地震対策編 第2章 第15節 ボランティア活動環境整備計画」を参照する。

## **第14節 要配慮者対策計画**

「地震対策編 第2章 第16節 要配慮者対策計画」を参照する。

## **第15節 防災訓練実施計画**

「地震対策編 第2章 第17節 防災訓練実施計画」を参照する。

## **第16節 防災知識等普及計画**

「地震対策編 第2章 第18節 防災知識等普及計画」を参照する。



### **第 17 節 自主防災組織等育成計画**

「地震対策編 第 2 章 第 19 節 自主防災組織等育成計画」を参照する。

### **第 18 節 被災動物の救護体制整備計画**

「地震対策編 第 2 章 第 20 節 被災動物の救護体制整備計画」を参照する。

### **第 19 節 帰宅困難者対策計画**

「地震対策編 第 2 章 第 21 節 帰宅困難者対策計画」を参照する。

### **第 20 節 業務継続計画（BCP）策定計画**

「地震対策編 第 2 章 第 22 節 業務継続計画（BCP）策定計画」を参照する。



## 第3章 災害応急対策計画



## 第1節 活動体制計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、活動体制を整備する。

### (主な実施担当)

全班
----

#### 1 町の活動組織

##### (1) 多度津町防災会議

町長を会長とし、多度津町防災会議条例（昭和38年多度津町条例第237号）に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、町の地域内における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等を任務とする。

##### (2) 町本部

町長を町本部長として、多度津町、町教育委員会事務局及び町議会事務局を統括する構成であり、その所掌事務としては、水防、災害救助その他の災害応急活動を包括している。

##### ア 町本部の設置、解散

町本部を設置し、又は解散したときは、県、防災関係機関にその旨を通知する。

町長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、町本部を設置する。

町長は、町の地域において災害のおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、町本部を解散する。

##### イ 町本部設置基準

(ア) 多度津町内で震度6弱以上を観測したとき。

(イ) 多度津町内で震度5弱以上を観測し、町内に大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(ウ) 香川県に津波警報及び大津波警報（特別警報）が発表されたとき。

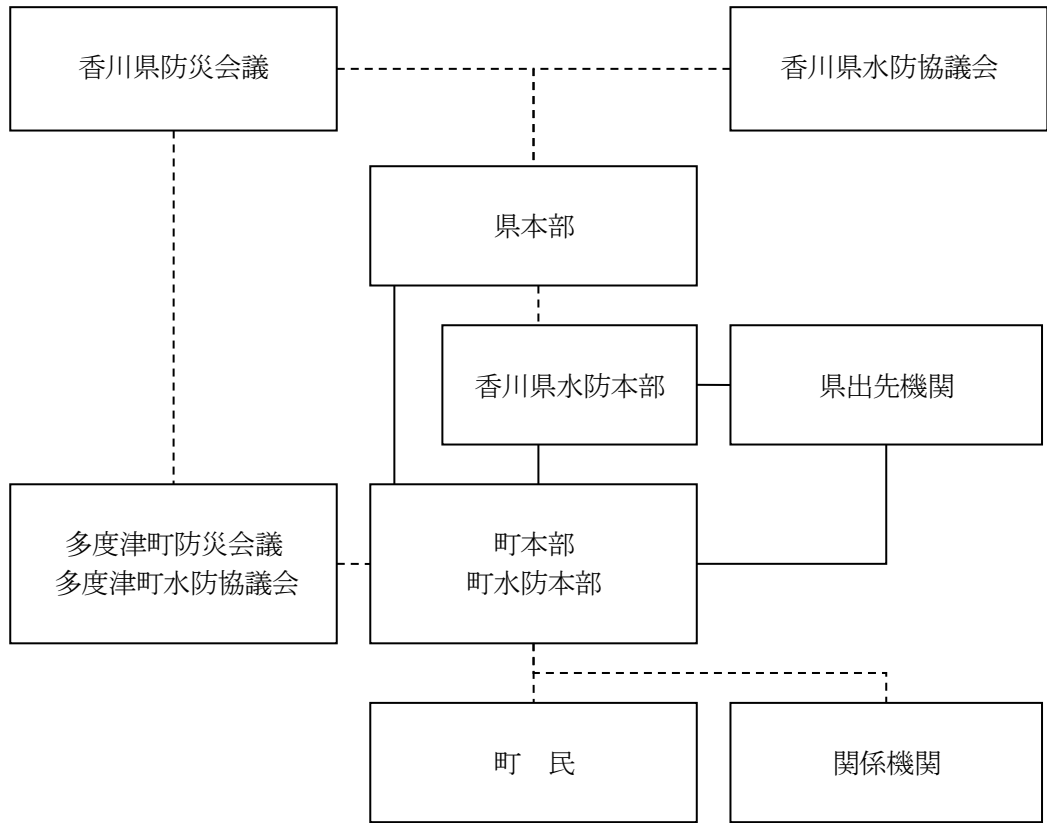
(エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（あるいは（巨大地震注意））が発表されたとき。

##### ウ 町本部室の設置場所

町本部は多度津町役場庁舎2階会議室に設置する。ただし、災害の規模、その他の状況により町本部長が応急対策の推進を図るため、町本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。

必要に応じて消防本部庁舎内に設置する。

ウ 町本部の編成



(注)

—— 命令系統

—— 指示勧告又は、相互連絡、協力

町本部	町 本 部 長	……町長
	副 本 部 長	……副町長、教育長
	本 部 事 務 局	……総務課長 (総務課)
	総 務 班	……総務課長 (総務課、町長公室、政策観光課、 議会事務局)
	機 動 施 設 班	……建設課長 (建設課、産業課)
	救 護 班	……健康福祉課長 (健康福祉課、高齢者保険課)
	生 活 支 援 班	……税務課長 (税務課、住民環境課、教育総務 課、生涯学習課、出納室)
	救 助 班	……消防長 (消防本部)

エ 町本部の組織

(ア) 町本部長

町本部長は、町本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

副本部長（副町長、教育長）は、町本部長を補佐し、町本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、代理順位は①副町長、②教育長とする。

(ウ) 町本部事務局

町本部の事務を処理するため町本部に事務局を置く。

(エ) 事務局長

事務局長は総務課長を充てることとし、町本部長の命を受け、事務局の事務処理並びに職員を指揮監督する。

(オ) 班構成及び班長

班は以下のとおり構成するものとし、班長は該当する課長を充てる。

班名	班長	構成課
総務班	総務課長	総務課、町長公室、政策観光課、議会事務局
機動施設班	建設課長	建設課、産業課
救護班	健康福祉課長	健康福祉課、高齢者保険課
生活支援班	税務課長	税務課、住民環境課、教育総務課、生涯学習課、出納室
救助班	消防長	消防本部

オ 各班の所掌事務

各班の所掌事務は以下のとおりとし、記載されていない事項の分担は、その都度町本部長が定める。また、町本部長は、必要に応じて町本部職員の所属及び所掌事務を変更することができる。

班名	所掌事務
各班共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各班の動員配備に関すること</li> <li>・町本部及び各班間、所管する関係機関・団体等との連絡調整に関すること</li> <li>・所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに関すること</li> <li>・指定避難所・指定緊急避難場所が開設された場合の運営・管理への協力に関すること</li> <li>・被災情報一元化とりまとめへの協力に関すること</li> <li>・被害認定調査、罹災証明・被災証明の発行、被災者台帳作成への協力に関すること</li> <li>・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること</li> <li>・応急仮設住宅の入居者選定への協力に関すること</li> <li>・災害救助法適用後の救助実施への協力に関すること</li> <li>・生活再建支援事務への協力に関すること</li> <li>・町本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること</li> </ul>
総務班 (総務課、 町長公室、 政策観光課、 議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町本部の運営に関すること</li> <li>・町本部会議に関すること</li> <li>・町本部長及び副本部長の秘書に関すること</li> <li>・町本部の予算に関すること</li> <li>・職員の動員及び配置に関すること</li> </ul>



班名	所掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各班間の協力連絡調整に関する事</li> <li>・気象情報、地震・津波情報、南海トラフ地震臨時情報等の収集及び通報連絡に関する事</li> <li>・避難情報の発令に関する事</li> <li>・被害情報のとりまとめに関する事</li> <li>・県への報告に関する事</li> <li>・自衛隊の派遣要請に関する事</li> <li>・受援体制の確保に関する事</li> <li>・災害救助法の適用に関する事</li> <li>・災害の応急費及び復旧費その他、災害関係の予算及び財政措置に関する事</li> <li>・物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関する事</li> <li>・福祉避難所に関する事【救護班と連携】</li> <li>・報道機関への対応及び連絡に関する事</li> <li>・町民に対する広報、情報の伝達に関する事</li> <li>・減断水時の広報に関する事</li> <li>・義援金品の取扱いに関する事</li> <li>・町本部職員の健康に関する事</li> <li>・被災職員に関する事</li> <li>・町議会の連絡に関する事</li> <li>・自主防災組織との連絡調整、活動支援に関する事</li> <li>・香川県広域水道企業団との連絡調整に関する事</li> <li>・関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・その他、他班に属さない事</li> </ul>
機動施設班 （建設課、 産業課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現地の状況調整に関する事</li> <li>・土木関係の被害情報の収集に関する事</li> <li>・河川、海岸、港湾、道路、橋梁、急傾斜地等における災害対策に関する事</li> <li>・下水道関係施設の災害対策に関する事</li> <li>・排水対策に関する事</li> <li>・災害時の交通規制に関する事</li> <li>・被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>・応急仮設住宅の建設・入居者選定及び住宅の応急修理に関する事</li> <li>・町営住宅に関する事</li> <li>・都市計画道路の被害調査及び災害対策に関する事</li> <li>・都市公園の保全に関する事</li> <li>・災害復興に係る都市計画に関する事</li> <li>・建設資材の調達に関する事</li> <li>・商工業の災害対策に関する事</li> <li>・漁港及び漁業施設の災害に関する事</li> <li>・農地及び農業施設の災害対策に関する事</li> <li>・農林水産関係の被害情報に関する事</li> <li>・家畜伝染病の予防防疫に関する事</li> <li>・ため池の災害対策に関する事</li> </ul>
救護班 （健康福祉課、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の安否確認及びその支援に関する事</li> <li>・ボランティアの受入体制における県・町社協との連絡調整に関する事</li> </ul>

班名	所掌事務
高齢者保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>と</li> <li>・ 社会福祉施設との連絡調整に関する事</li> <li>・ 福祉避難所に関する事【総務班と連携】</li> <li>・ 医療救護部の設置、連絡調整及び派遣に関する事【総務班と調整】</li> <li>・ 町内の医療機関の稼動状況の把握【医療救護部と連携】</li> <li>・ 災害対策用医薬品及び医療器材の確保に関する事【医療救護部と連携】</li> <li>・ 医療救護活動の支援に関する事</li> <li>・ 避難所、救護所、被災地域における保健活動に関する事</li> <li>・ 保健活動における保健師等の配置に関する事</li> <li>・ 保健師の派遣要請と受入に関する事【総務班と調整】</li> <li>・ 被災者の健康、栄養相談及び精神保健に関する事</li> <li>・ 食中毒、感染症予防、消毒に関する事</li> <li>・ 災害弔慰金、災害見舞金及び災害援護資金等の事務に関する事</li> <li>・ 被災者生活再建支援法に基づく事務に関する事</li> <li>・ 義援金品の取扱いにおける日赤県支部及び町社協との連絡調整に関する事</li> </ul>
生活支援班 (税務課、 住民環境課、 教育総務課、生 涯学習課、出納 室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定避難所、指定緊急避難場所の設置及び同施設の管理、運営、保全に関する事</li> <li>・ 被災状況の調査確認並びに罹災証明・被災証明の発行、被災者台帳の作成に関する事</li> <li>・ 被災者の安否問い合わせ及び災害時の行政相談に関する事</li> <li>・ 死亡届出に基づく遺体の身元調査に関する事</li> <li>・ 埋葬許可に関する事</li> <li>・ 災害廃棄物及びがれきの処理に関する事</li> <li>・ 公害の防止に関する事</li> <li>・ 一般廃棄物、し尿等の収集及び清掃に関する事</li> <li>・ 災害時のペット対策に関する事</li> <li>・ 町民税の減免等の指導、助言に関する事</li> <li>・ 副本部長の秘書に関する事</li> <li>・ 教育対策に関する事</li> <li>・ 教育関係施設の災害対策に関する事</li> <li>・ 被災学校及び児童生徒等教育対策に関する事</li> <li>・ 学校給食及び炊き出しに関する事</li> <li>・ 教育関係義援金品の取扱いに関する事</li> <li>・ 文化財の災害対策に関する事</li> <li>・ 備蓄資材に関する事</li> <li>・ 災害に必要な出納に関する事</li> </ul>
救助班 (消防本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助、救急に関する事</li> <li>・ 被災者の救出、搬送に関する事</li> <li>・ 消防、水防活動に関する事</li> <li>・ 町消防団との連絡調整に関する事</li> <li>・ 災害危険場所の視察警戒に関する事</li> <li>・ ヘリポートの確保に関する事</li> </ul>

カ 町本部が設置されない場合

災害の状況等により町本部が設置されない場合は、それぞれ関係各課等が災害対

策にあたる。その場合関係各課長等は、災害の情報及び被害状況を総務課長に報告する。

## 2 初動体制

勤務時間外の災害で、町本部体制を確立するまでに時間を要するときは町長があらかじめ指名した職員並びに総務課職員により、各種情報の収集・伝達等の初期活動にあたる。

総務課職員は迅速に初動体制を整え、各種情報の収集・整理・分析を行うとともに、災害応急対策の検討を進め、町本部体制の確立に備える。

## 3 災害時における町職員初動マニュアル

全職員は、町本部のそれぞれの所掌事務に関し、応急対策活動が円滑かつ迅速に行われるよう、実践的な町職員初動マニュアルを作成し、日常から熟知しておく。各課は適宜見直しを行い、マニュアルを実態に即したものにすよう、努めなければならない。

(各防災関係機関)

各防災関係機関の長は、それぞれの責務を遂行するため、災害応急対策に必要な組織の整備を行うとともに、あらかじめ定められた職員の動員配備及びサービスの基準により、応急対策を行う。

## 4 動員配備体制

災害応急対策を円滑に実施するため、総務課長は予想される災害の規模あるいは被害の程度により班の編成動員数を各課長に指示し、動員を行う。

### (1) 配備基準

職員の動員配備の基準等は、町本部設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備内容
第1次配備 (災害警戒本部体制)	a 町内で震度4の地震を観測したとき b 香川県に津波注意報が発表されたとき c 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	・管理職全員 ・総務課、町長公室、政策観光課、建設課、産業課、消防本部、健康福祉課、高齢者保険課、教育総務課、生涯学習課の課長補佐級の職員
第2次配備 (町本部体制)	a 町内で震度5弱及び5強の地震を観測したとき b 香川県に津波警報が発表されたとき c 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	・管理職全員 ・総務課、町長公室、建設課、産業課、消防本部の全職員 ・政策観光課、税務課、教育総務課、生涯学習課、住民環境課、健康福祉課、高齢者保険課、教育課の係長級以上の職員 ・その他の職員は自宅待機
第3次配備 (町本部体制)	a 町内で震度6弱以上の地震を観測したとき b 香川県に大津波警報(特別警報)が発表されたとき c 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	・全職員

(2) 動員体制の確立

- ア 各班は、応急救助の実施の円滑を期すため、あらかじめ、資材その他災害物資の調達についての計画を立て、災害発生の場合は、直ちに現場に急送できるよう関係班との連絡を密にしておく。
- イ 物資その他の輸送については、原則として、町有各車両を使用するが、不足の場合は民間の車両を借上げる。
- ウ 班長は、災害応急対策活動に支障のないよう、班員の確保及びその配置について、常に必要な措置をしておく。
- エ 班長は班の実情に即して、班員を配置しなければならない。

(3) 動員の方法

- ア 勤務時間内における職員の動員  
総務課長は、庁内放送、庁内電話及び庁内LANにより、職員に動員の伝達を行う。庁内放送、庁内電話及び庁内LANが使用できないときは、総務課職員により各課課長へ動員の伝達を行う。  
動員の伝達を受けた各課課長は、職員及び所管する出先機関に伝達する。
- イ 勤務時間外における職員の招集  
勤務時間外における職員の招集のための連絡の通知は、加入電話、無線又は伝令等のうち、もっとも速やかに行える方法によるとともに、あらかじめ各課等において、各職員に対する連絡方法を確立しておかなければならない。
- ウ 職員は、常にあらかじめ、警報その他の気象状況に注意するとともに、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応じられるよう、心掛けておかなければならない。
- エ 勤務時間外においても職員は、町本部からの招集のない場合であっても、必要と思われるときは、町本部と連絡をとるなどして登庁する。

(4) 職員の動員配備

- 町本部が設置されたときの動員配備は、次による。
- ア 町本部事務局の構成員は、直ちに町本部において災害応急対策にあたる。
- イ 町本部の各班長及び各班に所属する職員は、直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。

(5) 島しょ部への対応

- 災害発生のおそれがある場合、悪天候により、ヘリコプターや船舶の使用が不可能になる前に、災害応急対策にあたる職員、町消防団員等を島しょ部へ派遣する。

## 第2節 広域的応援・受援計画

「地震対策編 第3章 第2節 広域的応援・受援計画」を参照する。

## 第3節 自衛隊災害派遣要請計画

「地震対策編 第3章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画」を参照する。

## 第4節 津波情報等伝達計画

気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報を一刻も早く町民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

### (主な実施担当)

総務班、救助班、(消防団)

#### 1 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報

##### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

###### ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

高松地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁が発表する大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を関係機関に通知する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

#### 【津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合 の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合 の発表	
				全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### イ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
- (ウ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- (オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

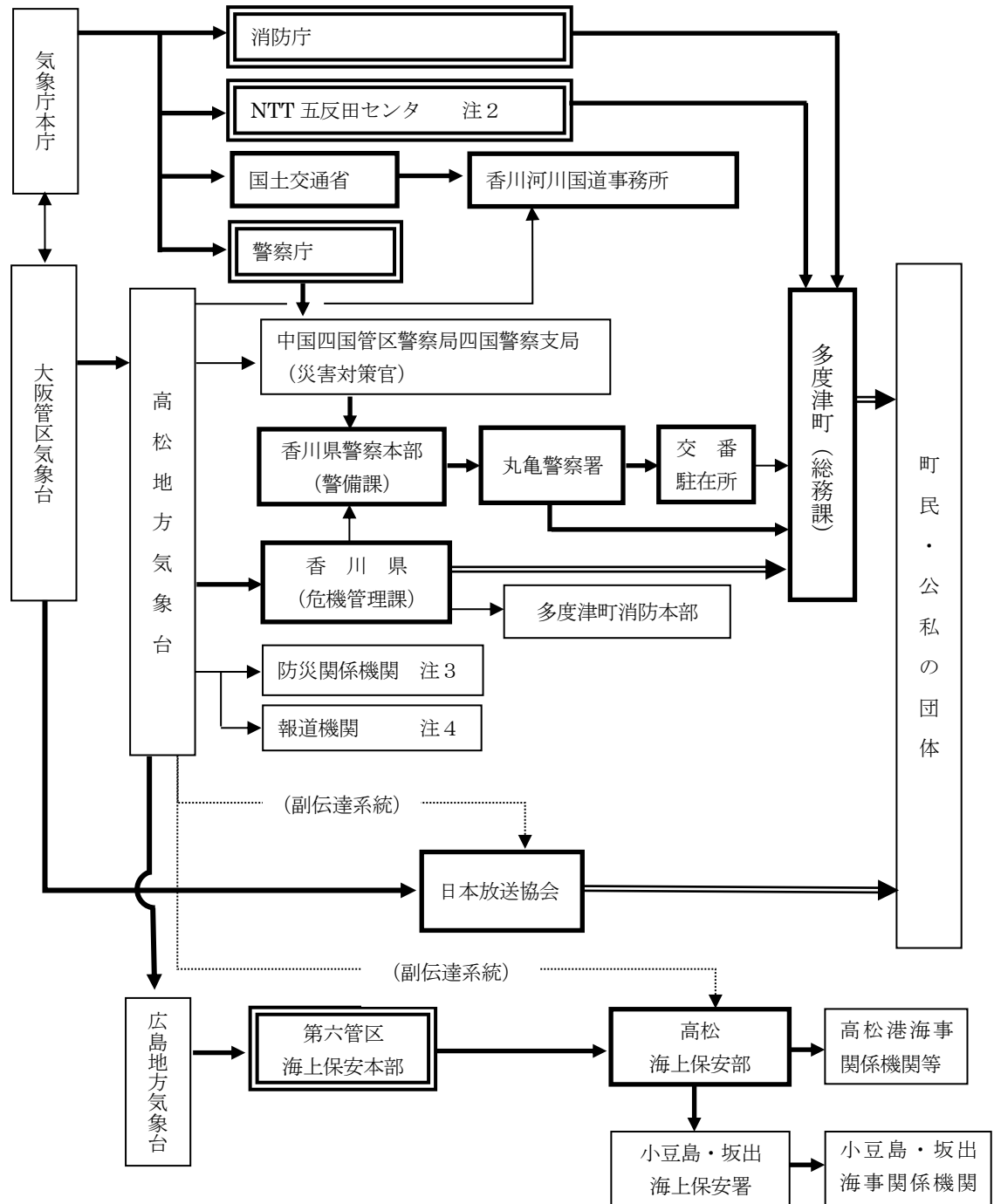
#### (2) 津波予報

高松地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁が発表する津波予報を関係機関に通知する。

#### 【津波予報の発表基準と発表内容】

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

【津波警報等の伝達系統図】



(注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を示す。

2 NTT 五反田センターへは、警報の発表及び解除だけを通知する。

3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道（株）、四国電力送配電（株）である。

4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

5  は、伝達中枢である。

(3) 津波に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する津波に関する情報を関係機関に通知する。

【津波情報の種類と発表内容】

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ ※XML電文では、「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点(高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所)における満潮時刻や津波の到達予想時刻
	津波観測に関する情報	沿岸(高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所)で観測した津波の時刻や高さ ※ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ※ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ(津波予報区単位) ※ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ※ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。



【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定（※））の発表内容】

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

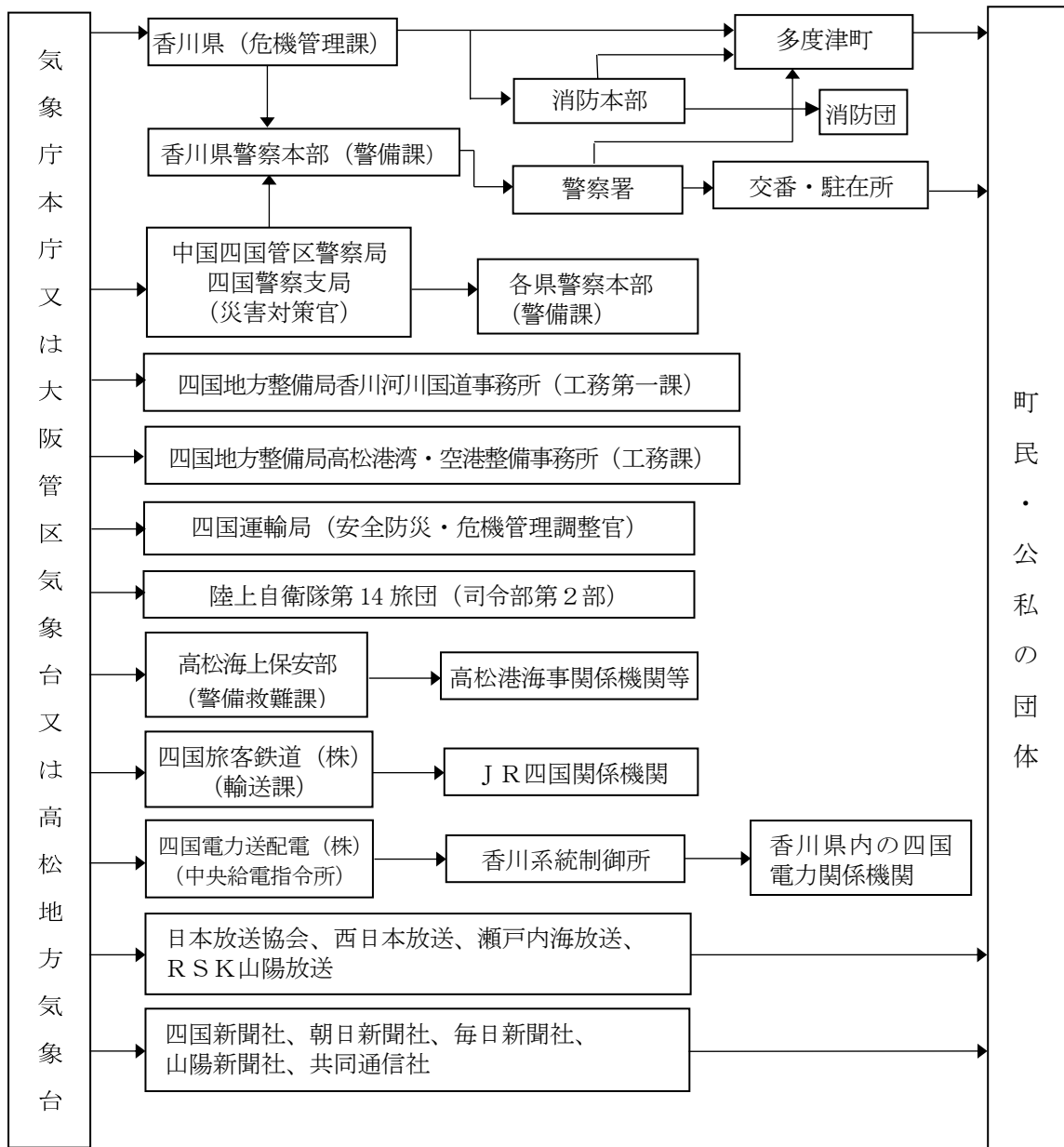
【津波情報の留意事項等】

- ①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・ 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③津波観測に関する情報
  - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④沖合の津波観測に関する情報
  - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

【津波情報で用いる津波観測点】

津波情報発表地点名称 (検潮所名)	所在地	所属
高松 (高松検潮所)	高松市北浜町 103-1 地先	気象庁
坂出市与島港 (与島検潮所)	坂出市与島町	港湾局
多度津港 (多度津検潮所)	仲多度郡多度津町	港湾局

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】



#### (4) 地震解説資料

高松地方気象台は、香川県に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき、又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

#### 2 県の情報収集・伝達体制等

県は、高松地方気象台から送られてきた大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報等を、県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により町、消防本部等へ一斉同報する。

#### 3 関係機関の伝達

(1) 県警察本部は、大津波警報・津波警報・注意報、津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により丸亀警察署を通じて、関係市町等に連絡する。

(2) 坂出海上保安署は、大津波警報・津波警報・注意報、津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに船舶無線及び他の情報提供手段により航行船舶、操業漁船等に周知し注意を喚起するとともに、巡視船艇により港内在泊船、海上作業関係者、釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を喚起する。

#### 4 町民等への伝達等

町は、大津波警報・津波警報・注意報等の通知があれば、町民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信等を活用し周知する。

また、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、有線放送、CATV、広報車等を活用し、周知するとともに、津波警報等が発表されたときには、直ちに、住民、漁協、港湾関係者、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）などあらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

#### 5 異常現象発見者の通報義務等

##### (1) 異常現象発見者の通報

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は丸亀警察署若しくは坂出海上保安署に通報しなければならない。通報を受けた丸亀警察署又は坂出海上保安署は、その旨を速やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、町民及び関係団体等に周知する。

#### \* 参 考

：気象観測施設一覧（資料編 2資料-20）

## **第5節 災害情報収集伝達計画**

「地震対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画」を参照する。

## **第6節 通信運用計画**

「地震対策編 第3章 第6節 通信運用計画」を参照する。

## **第7節 広報活動計画**

「地震対策編 第3章 第7節 広報活動計画」を参照する。

## **第8節 災害救助法適用計画**

「地震対策編 第3章 第8節 災害救助法適用計画」を参照する。

## **第9節 救急救助計画**

「地震対策編 第3章 第9節 救急救助計画」を参照する。

## **第10節 医療救護計画**

「地震対策編 第3章 第10節 医療救護計画」を参照する。

## **第11節 消防活動計画**

「地震対策編 第3章 第11節 消防活動計画」を参照する。

## **第12節 緊急輸送計画**

「地震対策編 第3章 第12節 緊急輸送計画」を参照する。

### **第 1 3 節 交通確保計画**

「地震対策編 第 3 章 第 1 3 節 交通確保計画」を参照する。

### **第 1 4 節 避難計画**

「地震対策編 第 3 章 第 1 4 節 避難計画」を参照する。

### **第 1 5 節 食料供給計画**

「地震対策編 第 3 章 第 1 5 節 食料供給計画」を参照する。

### **第 1 6 節 給水計画**

「地震対策編 第 3 章 第 1 6 節 給水計画」を参照する。

### **第 1 7 節 生活必需品等供給計画**

「地震対策編 第 3 章 第 1 7 節 生活必需品等供給計画」を参照する。

### **第 1 8 節 防疫及び保健衛生計画**

「地震対策編 第 3 章 第 1 8 節 防疫及び保健衛生計画」を参照する。

### **第 1 9 節 廃棄物処理計画**

「地震対策編 第 3 章 第 1 9 節 廃棄物処理計画」を参照する。

### **第 2 0 節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画**

「地震対策編 第 3 章 第 2 0 節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画」を参照する。

## **第 2 1 節 住宅応急確保計画**

「地震対策編 第 3 章 第 2 1 節 住宅応急確保計画」を参照する。

## **第 2 2 節 社会秩序維持計画**

「地震対策編 第 3 章 第 2 2 節 社会秩序維持計画」を参照する。

## **第 2 3 節 文教応急対策計画**

「地震対策編 第 3 章 第 2 3 節 文教応急対策計画」を参照する。

## **第 2 4 節 公共施設等応急復旧計画**

「地震対策編 第 3 章 第 2 4 節 公共施設等応急復旧計画」を参照する。

## **第 2 5 節 ライフライン等応急復旧計画**

「地震対策編 第 3 章 第 2 5 節 ライフライン等応急復旧計画」を参照する。

## **第 2 6 節 農林水産関係応急対策計画**

「地震対策編 第 3 章 第 2 6 節 農林水産関係応急対策計画」を参照する。

## **第 2 7 節 二次災害防止対策計画**

「地震対策編 第 3 章 第 2 7 節 二次災害防止対策計画」を参照する。

## **第 2 8 節 危険物等災害対策計画**

「地震対策編 第 3 章 第 2 8 節 危険物等災害対策計画」を参照する。

## 第29節 ボランティア受入計画

「地震対策編 第3章 第29節 ボランティア受入計画」を参照する。

## 第30節 要配慮者応急対策計画

「地震対策編 第3章 第30節 要配慮者応急対策計画」を参照する。

## 第31節 被災動物の救護活動計画

「地震対策編 第3章 第31節 被災動物の救護活動計画」を参照する。

## 第32節 水防活動計画

津波による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防ぎよし、また、これによる被害を軽減するため、水防活動を行う。

### 1 水防活動

- (1) 県及び町は、それぞれの水防計画において、津波に係る水防活動について速やかに定める。
- (2) 町は、津波災害の発生が予想されるときは、(1)で定める水防計画により水防体制をとる。
- (3) 河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、津波災害の発生が予想されるときは、水防計画に定めるところにより適切な操作を行い、被害の軽減、防止に努める。
- (4) 津波の発生時における水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。
- (5) 津波に係る水防活動にあたっては、避難誘導等にあたる者の避難時間を確保したうえで、活動を実施する。





## 第4章 災害復旧計画



### **第1節 復旧復興基本計画**

「地震対策編 第4章 第1節 復旧復興基本計画」を参照する。

### **第2節 公共施設等災害復旧計画**

「地震対策編 第4章 第2節 公共施設等災害復旧計画」を参照する。

### **第3節 被災者等生活再建支援計画**

「地震対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画」を参照する。

### **第4節 義援金等受入配分計画**

「地震対策編 第4章 第4節 義援金等受入配分計画」を参照する。



# 第5章 南海トラフ地震防災対策 推進計画



## **第1節 総則**

「地震対策編 第5章 第1節 総則」を参照する。

## **第2節 南海トラフ地震に関する情報の種類**

「地震対策編 第5章 第2節 南海トラフ地震に関する情報の種類」を参照する。

## **第3節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動**

「地震対策編 第5章 第3節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動」を参照する。

## **第4節 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ**

「地震対策編 第5章 第4節 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ」を参照する。

## **第5節 地域防災力の向上に関する計画**

「地震対策編 第5章 第5節 地域防災力の向上に関する計画」を参照する。

## **第6節 関係者との連携協力の確保**

「地震対策編 第5章 第6節 関係者との連携協力の確保」を参照する。

## **第7節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項**

「地震対策編 第5章 第7節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」を参照する。

## **第 8 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画**

「地震対策編 第 5 章 第 8 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」を参照する。

## **第 9 節 防災訓練計画**

「地震対策編 第 5 章 第 9 節 防災訓練計画」を参照する。

## **第 1 0 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画**

「地震対策編 第 5 章 第 1 0 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」を参照する。

## **第 1 1 節 支援・受援体制の整備**

「地震対策編 第 5 章 第 1 1 節 支援・受援体制の整備」を参照する。

## **第 1 2 節 広域避難対策**

「地震対策編 第 5 章 第 1 2 節 広域避難対策」を参照する。